

平成25年11月定例会 県土整備委員会(付託)
平成25年12月12日(木)
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時36分)

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところ
であります。この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「平成26年度に向けた危機管理部の施策の基本方針」について(資料①)
- 南部総合防災訓練の実施について(資料②)
- 徳島県消費者教育推進計画(素案)について(資料③, ④)

三宅危機管理部長

危機管理部から3点、御報告をさせていただきます。

まず1点目は、平成26年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてであります。

お手元に御配布の、資料その1を御覧願います。

当部の戦略は、大きく2つございますが、まずは、1ページ目の、南海トラフ巨大地震
を迎え撃つ『「とくしま防災・減災力・パワーアップ」戦略』でございます。

上段の横長の枠囲いになりますが、東日本大震災以降、これまでとくしまゼロ作戦地震
対策行動計画に沿って、スピード感をもって防災・減災対策に取り組んできたところ
でございます。平成26年度は、さらに県民や企業などを巻き込みながら、ジャンプアップ
する年にしたいと考えております。

次に、左下の「とくしまー0作戦」緊急対策の推進でございますけれども、避難路や避
難施設の更なる整備、避難所の機能向上などについて、よりきめ細やかに支援してまい
りたいと考えております。

また、臨時ヘリポートの整備等による孤立化対策や沿岸市町が行う津波防災地域づくり
推進計画等への支援を行うとともに、県内市町村と連携し、今年度中に策定いたします徳
島県備蓄計画に沿った備蓄の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、右下の県民防災力の強化につきましては、自助力の向上を県民運動として展開
することとあわせ、シェイクアウト訓練による実践力の強化や、自主防災組織活動の活性化
などによりまして、県民、地域の防災力向上を図るとともに、自主防災組織のリーダーを
はじめとする、地域防災の要となる人材の育成や、まなぼうさい教室等による防災教育
への支援による防災生涯学習を推進いたしたいと考えております。

また、地域と企業の連携強化では、企業が住民の活動を支援する地域貢献を始めるきつ

かけとなるよう、方策を検討したいと考えております。

さらに、災害時における迅速、的確な情報伝達は非常に重要であることから、災害時情報共有システムの機能強化等により、安心とくしまネットワークの進化を図ってまいりたいと考えております。

また、消防団員の技術力向上と、将来の担い手である未来の消防団員の育成による消防防災力の強化にも、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

当部といたしましては、本県に、巨大地震が差し迫っているという危機感を県民の皆様とも共有し、よりスピード感を持って防災・減災対策に取り組み、災害に強い徳島の実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2枚目を御覧願います。

県民のくらしの安全・安心を向上させる、『安全安心「くらしのOUR力(あわぢから)」向上戦略』でございます。

まず、左上の「食の安全・安心」の確保、推進につきましては、食品関係事業者に対する適正表示の啓発、指導の徹底、「広域監視機動班」による食品衛生等の監視パトロールの強化により、食品表示等の適正化を推進するとともに、「とくしま食品表示Gメン」による活動を強化し、産地偽装の未然防止等を図り、県民の皆様の食の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、左下の安全性の強化による「とくしまブランド」の確立につきましては、食肉等に係る衛生管理体制高度化を推進することにより、とくしまブランドの確立を支援し、販路拡大につなげるとともに、阿波ジビエに対しては、検査体制を充実させることにより、安全性を確保し、消費の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、右上のくらしの安全性を高める地域力の向上につきましては、各世代のライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、県と消費者をつなぐくらしのサポーターを活用するなど、啓発活動を強化し、自立した消費者の育成を推進してまいりたいと考えております。

また、高齢者の交通事故防止対策の強化や、中高生に対する自転車の交通安全教育に積極的に取り組むことにより、交通事故防止対策の推進を図ってまいります。

最後に、右下のペットとともに安心して暮らせるとくしまの実現につきましては、動物愛護のつどい等による啓発活動に努めるとともに、犬猫の不妊去勢措置の支援やマイクロチップの装着による迷子ペット防止対策を推進し、人と動物がともに暮らせる地域づくりを図ってまいります。

これら、安全・安心の取組を現場主義、県民目線で行うことにより、県民一人一人のくらしのあわぢからの向上を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、平成25年度南部総合防災訓練についてであります。

お手元に御配布の委員会資料(その2)を御覧願います。

資料の「2 主催」のところ以下、順次、記載をいたしておりますけれども、阿南市ほか県内4町の御協力を頂き、来る12月15日、日曜日、美波町の旧水産高校を主会場、海陽町まぜのおかの南部防災館を副会場とし、巨大地震発生に伴う津波により、南部圏域の沿

岸部に大きな被害が発生したことを想定して、総合防災訓練を実施します。

5に記載のとおり、訓練の参加規模といたしましては、自衛隊、警察、消防などの防災関係機関はもとより、災害時における協定締結団体、病院、住民の皆様など、58機関、あわせて約3,000名の御参加をいただく予定となっております。

今回の訓練のねらいといたしましては、実際の道路や港などを活用し、被災時の具体的な状況に即したより実践的な訓練を実施すること及び県、各市町、関係機関の皆様が互いに連携し合い、地域全体で広域的な訓練を実施することといたしております。

続きまして、2枚目を御覧願います。

簡単な地図をもとに、訓練の特色等を記載しておりますけれども、このように、より実践的な訓練を積み重ねることにより、南部地域における地震、津波災害への対応能力を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、第3点目でございますが、徳島県消費者教育推進計画(素案)について、であります。

お手元に御配布の、委員会資料(その3)を御覧願います。

この計画は、昨年12月の消費者教育推進法の施行、本年6月の消費者教育推進に関する基本方針を受けて、新たに策定するものでございます。

この計画素案のポイントといたしましては、高齢者の消費者被害の防止と幼少期からの消費者教育を柱とし、就職前後の消費者教育に焦点を当てること、また、徳島ならではの地域人材とノウハウの活用、民生委員等、他の分野の人材との連携、協働を盛り込んでいくところであります。

今後、この素案をもとに、県議会での御論議、消費生活審議会での御意見いただきながら、必要な事項を盛り込んだ上で、本年度中に策定いたしたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

長池副委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、何点かお尋ねしたいと思えます。

まずは、今日、素案ということで消費者教育推進計画が出されております。このことについて、まず何点かお尋ねしたいと思えます。本年度、消費者問題ということで、多岐にわたって問題はあるわけですが、特に振り込め詐欺であったり、振り込め類似詐欺が、やはり被害の額も大きく、お困りの方もあるということで、今年度、額が増えていると聞いているのですけれども、ここまでの被害の状況について、例年と比べて件数を教えていただけますか。

掛田安全衛生課生活安全室長

振り込め詐欺関係の被害の状況ということでございますが、11月末現在での数字を申し上げたいと思います。振り込め詐欺と振り込め類似詐欺と分けて、振り込め詐欺は、オレオレ詐欺とか架空請求とかが入ります。これが、前年11月末で2,719万円、10件でございましたが、今年度、これまでに8件、被害額が3,070万円ということで、約1.1倍でございます。それと大きいのが、振り込め類似詐欺と呼ばれるもので、金融名目での投資とか、もうけ話をネタにしたものでございます。それが一番大きな件数を占めておりますが、これが昨年29件だったのが、今年の11月末までに26件ということです。あと、被害額としましては1億5,797万円、それが4億8,334万円と3.1倍。そんな状況になって、非常に深刻化してきております。以上でございます。

岸本委員

イタチごっこと言いますか、巧妙になって、さらに高額になってきているということで、早急に対策を取らなければならないということから、こういった教育の段階から推進計画というのが出てきたと思います。今、部長からポイントだけを説明していただきましたけれども、もう少し詳しく、概要それから特徴を説明いただけますか。

掛田安全衛生課生活安全室長

やや詳しく説明をさせていただけたらと思います。まず、先ほどと少し重なるところもありますが、国のほうで昨年12月に法の施行がされた。それで、6月には、各自治体のほうで計画を策定するために、基本方針が6月末に決定されたということで、それを踏まえて、今回、計画を策定する方向で動いております。

まず一つに、高齢者の消費者被害、詐欺や悪質商法等がございますが、被害防止を中心にしたその対応。それからもう一つ、幼少期から契約とは何かとか、債権債務の関係、あと経済金融の知識等の勉強をしておきませんと、将来的に被害を受けるリスク、被害者となるリスクが大きくなるというところから、成長段階にあわせて、小さい時から学んでいただくというところでございます。

あと、この計画を作るに当たりまして、徳島県の状況といたしまして、南海トラフ巨大地震のリスク、それから、来年度になります。本四高速の全国共通料金制度がございますので、地震に備え、地震や災害時にも冷静な行動ができる消費者、買い占めとか過剰な反応等が東日本大震災の時もございましたりしますので、そういうことも踏まえた対策というのが一つ。それから、高速料金、共通料金制度になりますと、主に想定しておりますのが、訪問販売の悪質な企業が行動範囲を広げるという可能性がございますので、そういう被害の防止につきましても、新たな手口などの情報がありましたら、速やかにお知らせするといった配慮もしながら進めていきたいと思っております。

それと、徳島県では、消費者大学校を昭和62年から開校しております。あと、暮らしのサポーターでありますとか、来年の年明けには、消費生活コーディネーターという新たな認定制度も設けることとしております。あと、福祉分野ではございますが、民生委員さん

でありますとか、介護福祉専門員さん、いわゆるケアマネージャーさんですが、地域で活躍される現場の方々、そういった地域の方々に協力をいただきながら、地域の見守り体制を、より分厚いものにして、被害の防止を図っていきたいと考えております。そのために、例えば、民生委員さんでしたら、研修の場に講師を派遣するといった形で、できるだけ細かく対応していきたいと考えております。

岸本委員

ありがとうございます。まず、県民の方に周知していかないといけないということがあると思うのですけれども、高齢者の方などは外出しないと、大学校に行っても学ぶということもできないと思うのですけれども、そういった方々に、どのように周知していこうと考えておりますか。

掛田安全衛生課生活安全室長

高齢者の方への周知の関係ということでございますが、先ほども申しましたが、民生委員さんとかケアマネージャーさんとかが、一番地域で日頃の付き合いもありまして、信頼されており、個別に家庭訪問しても、話を聞いていただけるという点がございますので、民生委員さんとか地域の方々の研修で、相談対応なり新しい情報をお伝えするなりということで、まずは、第一弾の相談に対応していただけるような形。それから、その後につきましては、消費者情報センターなりに、つないでいただけるような形で守っていきたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

ぜひとも県民の皆さんに、くまなく伝わるように取り組んでいただきたいと思います。額が2億円ほどだったものが、ここまで約5億円を超える被害に遭われているということですので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、私も事前の委員会の際に表示の問題でお聞きしたのですが、表示と違う食材を出していたという問題。それから、会派の藤田議員から代表質問で、徳島県食の安全安心推進条例ということで、2月議会に提出するという知事からの答弁もございました。この点について、少しお尋ねしたいと思います。

新聞にも報道されていますように、今、国へ要望活動をしているということでございます。ここまでの活動や状況、その辺をまず、御説明いただけますか。

篠原安全衛生課長

今、食の表示の関係について、これまでの経緯ということでございます。

阪神阪急ホテルズの食材のメニュー表示と違うという事案を受けまして、全国でいろんな事案が発生しています。

岸本委員

県が国に出している要望活動とか、起こった結果ではなくて、県の活動について。

篠原安全衛生課長

県からは、先月19日に景品表示法において、都道府県に権限の付与とか管理体制の強化をすることなどの緊急提起を行っております。また、全国知事会におきましても、本県の提言の趣旨に賛同いただきまして、昨日、知事が、全国知事会の副会長といたしまして、森まさこ内閣府特命大臣に対しまして、事業所に対する措置命令等の権限の付与や、調査権限の拡充など権限移譲についての要請となっております。

岸本委員

それに対して、国の反応といいますか、国の状況が分かる範囲でお答えいただければと思います。

久住県民くらし安全局長

先ほど申しましたように、知事は先月19日、それと昨日の2回にわたりまして、単独の知事及び全国知事会の副会長として要望活動に行っておりまいましたところでございます。私も昨日は同行いたしましたので、若干、その時の様子につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

全国知事会としての要望につきましては、大きく4点ございまして、まず、1点目は、事業者に対する措置命令の権限の付与。2点目につきましては、事業者に対します調査権限の拡充。さらに、3点目につきましては、事業者に対する行政所の権限の分担について、これは、国と地方との役割分担でございます。4点目につきましては、食材表示に関します基準等の明確化についてです。まとめとしまして、財源措置等につきましても御配慮願いたいという御要望を申し上げたところでございます。

あわせて、北海道知事様からは御当地の様子、もちろん、徳島県知事からも徳島県におけます様々な事情につきまして、状況もお伝えしたところでございます。

大臣からは、特産品の偽装につきましては、まず、県知事が迅速に動かなければならない。県民もそれを望んでいるところだという考えでございます。先日9日の関係省庁の会議におきまして、景品表示法におけます措置命令を都道府県に付与するという決定を行ったところであるということも、改めて御発言をいただきまして、これまで本県が、国に対しまして要望を重ねてきたところを、十分配慮していただいた御発言だったと思っております。

措置命令につきましては、消費者庁がやりますと、非常に時間がかかるところがございますので、都道府県に権限を付与して、迅速な対応をしていきたいというお話もございました。また、さらには、既に報道もございますけれども、国におきましては、課徴金を課すことも現在、検討が始まったということもございます。

また、都道府県にもっと分かりやすい現在のガイドラインがあるのですけれども、これとあわせて消費者の研修、あるいは出前講座等も実施していかなければならないとも

伺ってございます。

最後に、事業者におきまして、コンプライアンスの意識を徹底するという意味で、食品表示の責任者を1人置いてもらうということも大臣からお話がありました。非常に前向きに捉えていただいております。国と県両方が一体となって、この問題に対処していくという、かたいお話をいただいたところでございます。以上でございます。

岸本委員

丁寧に御説明頂いてありがとうございます。それを受けまして、条例を作っていこうという活動になっているのだと思いますが、まだまだ不確定な要素もございますが、その条例は、今のところ、どんな内容になっていくのかということについてはいかがですか。

篠原安全衛生課長

ただいま、今回の条例の改正の内容がどのようなものになるのかという御質問をいただきました。

今、局長からも御説明させていただいたように、現行の景品表示法においては、指示とか国への措置請求を行うことを前提にした場合でないと立入調査が認められておりません。そういったことから徹底した調査資料ができないことなどを踏まえまして、今後、とくしまブランドをはじめとした食品の適正表示をさらに推進し、食への信頼の確保はもとより、とくしまブランドの信頼性を確保することが求められておりますことから、今回の、食の安全安心推進条例の改正につきましては、飲食店の営業主の遵守事項を明記するなど、メニューの適正表示に関する規定を盛り込むことを検討しております。

岸本委員

今、立入検査のことが出ましたが、調査権限を許可して立入検査をするということも盛り込んでいく予定ですか。

篠原安全衛生課長

ただいま、立入検査も条例の中に盛り込んでいくのかということでございますけれども、今回の条例改正におきましては、どの程度まで権限の許可が盛り込めるか、十分に検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

もう一つ突っ込んでお聞きしますと、悪質な場合に、罰則規定も条例の中に盛り込んでいく予定ですかね。

篠原安全衛生課長

悪質な場合の対応を盛り込んでいくのかという御質問を頂きました。

不適正表示につきましては、景品表示法に基づきまして、厳正に対処することとなりま

すけれども、委員おっしゃられるように悪質な場合の対応をするため、厳しい規定の必要性については、十分認識しているところでございます。委員御提案のような趣旨も踏まえまして、景品表示法の改正の内容と、整合性も考慮しながら、十分に検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

是非ともこの次の2月議会には、素案といいますか、知事の答弁からしますと、ほとんど決定に近いような形になろうかと思うのですが、より良いものを作っていただきたいと思っております。

それでは、3点目でございますが、防災関係について、お尋ねをしたいと思います。まず、この地震対策行動計画について、細かなことから少し入ってお尋ねをしたいと思います。来年度予算に向け、さらに加速させていくというふうに先ほどもございました。それから、先般、被害想定が二次まで出されました。その中には、対策を取れば、確実に命が救われるという想定結果も出されております。そういった点からお尋ねしたいと思います。

まず、その震災計画は平成22年からですかね、10年にわたる計画になるということで。平成32年までの計画で、今、最新版で出されてます。平成32年と申しますと、来年度が平成26年ですから、もうあと7年なのですね。7年で震災の対策をまず、第一に取っていかうと。そんな中で、最初の5年と言いますと平成27年までで、平成26年、27年と、あと2年です。あと2年で対策を取れるものは取っていくということで計画が進んでおるわけですが、まず、県有施設の耐震化に対して100パーセントまで、あと2年でやっつけるという計画になっておりますが、今現在、県有施設で耐震化ができていない施設が幾つあるのか御説明をいただきたい。学校関係でしたら、学校の校舎が3つくらいあれば、体育館とかということではなくて、どこそこ高校、警察署でしたら、どこそこの警察署ということで、そのグループで結構ですので、何か所残っているか、それを実名を挙げて御説明ください。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、防災拠点となる県有施設の耐震化について、現在できていない所のか所についての御質問でございます。

防災拠点となる県有施設の耐震化につきましては、平成24年度末現在でございますけれども、学校、病院、警察など532棟のうち424棟の耐震化を終えておりまして、耐震化率は79.7パーセントとなっております。

残りの耐震化を終えていない施設につきましては、今年4月1日時点の数値でありますけれども、吉野川保健所。県立三好病院は現在、改築中でございます。それから鳴門合同庁舎、鳴門大塚スポーツパーク。

次に、学校関係ですが、小松島西高校は7棟ございますが、うち2棟は、現在、改修改築中でございます。続きまして、阿南工業高校は12棟ございまして、うち1棟は、改修中でございます。続きまして、新野高校。鳴門渦潮高校撫養キャンパスは6棟ございますが、

将来廃止予定でございます。それから、鳴門渦潮高校大津キャンパスは10棟ございまして、うち8棟は、現在、改修改築中でございます。それから、吉野川高校土成農場は1棟ございますが、廃止予定でございます。それから、美馬商業高校は4棟ございますが、うち3棟は廃止予定ということです。それから、辻高校、三好高校。城北高校は2棟のうち1棟は現在、改修中でございます。それから、板野高校は3棟ございまして、うち1棟は現在、改修中でございます。それから、池田支援学校美馬分校は1棟ございまして、現在、改修中でございます。それから、貞光工業高校は2棟とも現在、改修中でございます。それから、徳島中央高校。それから、盲学校は6棟、うち6棟は改築中でございます。それから、聾学校は6棟、うち6棟は廃止予定と、盲学校と統合という予定となっております。それから、徳島寮、阿南寮。麻植寮は2棟ございますが、将来廃止の予定でございます。それから、美馬東部寮。美馬寮は1棟ございますが、将来廃止する予定となっております。それから三好寮です。

警察関係なのですけれども、徳島東警察署。あと板野警察署は現在、改修中でございます。それから、石井警察署、吉野川警察署、阿波警察署、美馬警察署、つるぎ警察署。それから自動車運転免許センターは2棟ございますが、現在、旧の徳島空港ビルに改修ができたところとなっております。以上、34施設108棟が、4月1日時点で、まだ耐震化を終えていないといった状況でございます。

岸本委員

東警察署、吉野川警察署、美馬警察署、つるぎ警察署も統合の計画であったり、学校関係でも廃止というようなことがありましたけれども、その辺の白黒を付けて、あと2年で全部やり切るという理解でよろしいのですね。あと2年ですから、来年度の予算の中には、当然、この辺の半分近くは入っていると。来年で全部やっても良いのですけれども。あと2年でどうするのかという計画があるのかをお尋ねしたいのですけれども、どうですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

平成27年度に向けての今後の耐震化の計画といった質問でございますが、先ほど言いました、まだ耐震化を終えていない34施設108棟のうち、教育委員会が一番多くございまして、22施設、95棟ございます。これにつきましては、統廃合による施設の廃止も含めまして、平成27年度までに耐震化を順次、終わらせていくと聞いております。

それから、警察関係の8施設につきましては、2施設は改修中ということで、残り6施設は、今後、改修を行ったり、警察署の統廃合計画も踏まえまして、新たな整備も含めて耐震化に取り組むと聞いております。

その他、教育、警察以外の残り4施設4棟につきましても、平成27年度までに耐震化に向け、それぞれ所管する部局でしっかり耐震化に取り組んでいくと聞いておるところでございます。引き続き、私ども危機管理部においても、各部局と連携を取りまして、進捗管理を含め、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

力強い言葉を頂きましたが、あと2年ですので、いつやりますと、ここまでに終わりますという各部局の返答を聞いていただいておりますけれども、やりますと言っているが、いつやるんだと。少し皆さんには嫌われてしまうかもしれませんが、危機管理部としていつまでと言うのか、いつやるのか。それから、財政当局には、そういう話を聞いているのかということで、確認を取っていただいて、もう詰めの段階ではないかなと思います。ぜひとも、この3月末くらいまでには、どこをいつやるということを、まとめてほしいと思います。そういったことで、地震対策行動計画をこの3月にはもう一度、見直してほしいと、まず、要望したいと思います。

それ以外に、平成32年まで推進しますということになっていますよね。少し声掛けすれば、推進ということにもなるし。推進という言葉は非常に大きいものですから、要望して行ってほしいと思います。まとめとしては、深層崩壊なんかも平成32年まで推進と。どこをどのように推進して、推進したから、その結果100パーセントかということではなく、もう少しきめ細かく、どういった基準で、どこからやっていくと。それには財源の裏付けというのですか、財政当局とも話をしながら、地震対策行動計画の改訂を強く望みますけれども、いかがですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

とくしまゼロ作戦地震対策行動計画についての御質問でございます。

とくしまゼロ作戦地震対策行動計画につきましては、平成32年までの計画としておりまして、各部局の施策を取りまとめて、緊急かつ重点的に地震、津波対策を推進しているところでございます。先ほど推進ということの目標といったこともございますが、取組の中には、限られた期間で整備が完了するもの以外にも、継続的に取り組む施策もあるということで、推進という表記にならざる得ないといった施策もございます。

現在、10月に見直しました行動計画におきましては、全部で383の項目がございまして、そのうち209、5割を超える取組に数値目標、あるいは、終了年度を設定しておりまして、委員御指摘のとおり、平成32年度まで推進のみと記載しているものも数多くございます。そういう委員の御指摘も踏まえまして、今後、計画の見直しを行う際には、できるだけ数値目標、あるいは、終了年度などを具体的に盛り込むことができるよう、関係部局と調整をして、分かりやすい計画となるよう、進めてまいりたいと考えておりますし、また、必要に応じて、今後、見直してまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

おっしゃるとおり、ずっと推進していくという内容もございます。それから、ハードとソフトと両面から対策を取っていかなければなりません。啓発なんかは、ずっと毎回啓発をしていかないといけないという部分では結構なのですけれども、特にハード部分ですね。ここ30年ですか、その確率からして、本当に30年掛けてやり切る、あと7年でやり切る。そういったことに対して、もう少し、県民に情報を。我々もそうですけれども、どこがど

うできるんだと。特にハードはお金が掛かりますのでね。財政当局と緊密に連絡を取りながら対策を取ってほしいと。

もう一つ、県のこの計画は、もちろん全てを網羅しておりますけれども、市町村が担うべき役割も多くあると思うのです。そういった部分に対しては、役割分担を取ってほしいと思います。例えば、自主防災組織を100パーセントにするということがありますけれども、組織を作るのはどこかといえば、市町村という話になります。そうしますと話が分からなくなるので、県は自主防災組織に対して、どういうことをやると。例えば、機運づくりをしますと言っているのか、何を言っているのか。

例えば、市町村でも山間部の市町村でしたら、自主防災組織と言っても、1軒だけだったり、これでどうするのですかといった意見も聞いたりもします。自主防災組織がどういう役割を担うのかということに対しても、県が基準を決めるのか、市町村が決めるのか、県はどういった役割をするのかという市町村との役割分担も、その中に盛り込んでほしいと思います。さらに精緻な計画にしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、委員から、行動計画について、市町村との役割等を明記していけばどうかという御提案をいただきました。

今回、市町村がやるべき避難所運営とか自主防災組織の運営につきましても、この行動計画に入れさせていただいておりますが、そういったことにつきましても、市町村と十分に連携を取って進めていく必要があると思っておりますので、県として、市町村に対してできることは、役割分担もしながら、可能な限り積極的に盛り込んでいきたいと。市町村任せにするのではなく、県が主導すること、協力してやっていくことも盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

その計画の中には、計画は全部やり切ってしまうということもあるのですけれども、優先度があると思うのですよね。この計画によって、命が助かるとか避難後の生活が守られるとか。どちらを優先するといった優先順位も十分に加味していただいた推進計画にしていきたいと思います。

来年度の予算基本方針が出されております。逆らうところは全くございませんが、この備蓄体制の強化と避難路の整備。例えば、これも優先順位を付けながら、お金も考えながら対策を取ってほしいと、そういったものを全て行動計画の中には盛り込んでほしいと思いますが、いかがですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

まず、行動計画の優先順位につきましては、先ほど委員のおっしゃるとおり避難路や、命に直結します避難場所の確保などを重点的に取り組んでいきたいと考えております。それから、危機管理部では、市町村が行う避難路整備への支援を行っておりますが、細かい

数値目標が示せていないということなので、可能な限り市町村の要望には答えられるように十分な予算確保はしておりますので、どのような方向で、避難路の整備が分かりやすく数値として示せるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

岸本委員

以上で終わりますけれども、皆さん方が示していただきました耐震化が100パーセントになれば、死者数については、予測から89パーセント減じることができると。それから、津波に対しても耐震化は有効でしたよね。24パーセントくらいの方が助かると。それから情報の伝達、即避難率というのですか、避難道の確保ということで、津波からも90パーセント近い方が助かるということをもとめられてますので、ぜひともそういったことも盛り込んだ、県がこれからこういうふうに向かっていくんだという計画にまとめて、行動計画を刷新していただきたいと要望して終わります。

寺井委員長

お昼が来ておりますので、午食のため休憩をいたします。(12時03分)

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは、質問どうぞ。

達田委員

まず初めに、南海トラフ巨大地震被害想定に基づいて、命をどう守っていくのかという点で、お尋ねしたいと思います。

この中で、ライフラインの被害想定が出ておりますけれども、人間は水がなかったら、何日も飲まずにいたのでは生きていけません。それで、上水道の状況を見てみますと、直後で92パーセントが断水する。1日後では73パーセント、1週間後で55パーセント、1か月後でも、まだ22パーセントで断水をしているという想定が出ているわけなのですけれども、こういう状況に対して、避難所あるいはその他、各家庭で無事だった方でも、やっぱり水が来ないことには暮らしていけませんので、そういう水の確保ということについて、どのように計画をされているのか、お尋ねをいたします。

竹岡南海地震防災課長

水の確保についての御質問でございますけれども、まず、避難所等で水をどう確保するかということについて、お答えしたいと思います。

現在の市町村が、どれだけ水を備蓄をしているかということなのですけれども、飲料水につきましては、年度当初の調査ではございますけれども、現在のところは、市町村全体で16万8,000リットルを備蓄している状況でございます。これは、1日3リットル換算ということにしますと、1日当たり約5万6,000人分という形になります。ただ、今年度、

各市町村とも備蓄に関しては整備をしているところがございます、かなりの量が備蓄されていくと思われます。

今後、どう計画を進めていくかということに関しましては、今回11月に示されました県の被害想定第二次によりますと、県全体の避難者数が20万2,200人分という形になっております。これを今の備蓄状況に照らし合わせますと、非常に厳しい面がございますので、今後、これにつきましては、この避難者数において、どれだけの備蓄目標を決めていくかというのは、今後、今年度に策定予定の備蓄輸送計画、これは県と市町村等で作る計画でございますが、その中で備蓄目標を水に関して作りまして、計画的に備蓄を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

達田委員

避難所に指定されている所で、水を置いておくというのは、当然のことなのですよね。あるいは、急な場合に家から水を持って逃げて行くというのは本当に難しいことだと思うのですよね。ですから、逃げて行く先の場所に水があるかどうかというのが、非常に大事なことになると思うのです。

東日本大震災の時の状況を見ましても、水も食料もない所で「水と食料」と屋上に書いて助けを求めたという話もありましたですね。報道のヘリがみつけたということも言われておりますように、やっぱり水と食料というのは、本当に大事だと思います。特に水の確保ができるようお願いしたいのですけれども、今、もし災害が起こったとして、どれくらい備蓄できているかというのは、まだ分からないのですか。分かっているのですか。

竹岡南海地震防災課長

先ほどお答えをいたしましたとおり、水につきましては、市町村の備蓄でございますけれども、16万8,000リットルということでございますが、食料に関しましては、市町村によって、それぞれ備蓄をしている形態が違います。アルファ化米とか乾パン、ビスケットとかクラッカーとかありますけれども、そういった物を含めまして、これも年度当初の調査でございますので、今はかなり超えていると思っておりますけれども、全体で約29万食を備蓄をしてしております。これにつきましても、先ほど申しました被害想定で、避難者の数が出ておりますので、この人数を踏まえまして、今後、市町村と目標を決めました想定の中で計画的に備蓄をしてまいりたいと思っております。

達田委員

ライフライン全てにおいてそうなのですけれども、各自治体で、現在、どこまで進んでいるかというのが一目で分かるようなものを、毎月毎月できなくても3か月に1回とか、新たに情報を蓄積していくことが大事だと思うのです。我が町ではどうなっているのかということが、住民の方にすぐ分かるような情報提供を、ぜひしていただきたいと思っております。それで、もし、水が断水してしまった、本当に困ったという時の訓練なんかは、ちゃんとできているのでしょうか。

篠原安全衛生課長

今、委員から、断水時の応急給水について御質問を頂きました。

今回、15日に南部で総合防災訓練をします。その中で日本水道協会徳島県支部が、今回初めてこの訓練に参加いたしまして、海陽町の宍喰中学校と美波町の日和佐公民館に給水車を持って行きます。途中、阿南市で給水するというので、実地訓練ができるようなことも考えております。

達田委員

水につきましては、やっぱり訓練。そして、1日も早く復旧できる体制を整えていただくということ。また、備蓄の水に関しましては、今どれだけあるのかが、すぐに分かるように情報提供をしていただきたいということをお願いしておきます。

それと、東日本大震災によって被災した地域に参りまして、仮設住宅にお住まいの方にいろいろとお話も伺ってきました。こちらの場合、応急仮設の場合は、2年なのですけれども、なかなか住む場所が決まらないということで、決まらないために1年延び、また1年延びということで、いろいろ条件はあるのですけれども、結局4年までいけますよということになったわけですね。しかし、あの環境で4年というのは、本当に大変なことなのですね。仮設住宅と言いましても、いろいろ種類があります。本当に応急だなと思える物は、寒さ暑さに耐えられないような状態で、冬は特に寒いですよ。それから、夏も壁に触ったら、目玉焼きができるのかなというくらい、温まっているような状態で、ものすごく暑いです。

そういう中でも住環境を少しでも良くしたいということで、自治体によっては木造の仮設住宅を多く取り入れている所もあって、「入るのだったら、あんな所が良かった」というお声もお聞きしました。しかし、2年というのが限度でしたので、やっぱりあちこちが痛んでくるわけですね。先日、被災地域に行きました時には、4年に対応できるようにということで、ずっと業者さんが回って仮設住宅の修理をしておりました。

それで、お尋ねしたいのですが、今、もし、徳島県で被災をし、仮設住宅が必要になった場合、これを見ましても7万棟も要するという想定がされているのですけれども、そこまできなかつたとしても、すぐに用意できる仮設住宅というのは、今現在、どれくらいあるのでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

大規模の災害が発生しましても、災害救助法が適用された際、応急仮設住宅の供与につきましては、県が行うことが地域防災計画の中で示されておるところでございます。

この仮設住宅につきましては、住宅課が窓口となりまして、現在、一般社団法人プレハブ建築協会と一般社団法人全国木造建設事業協会の2団体と建設に関する協定を締結しておるところでございます。災害発生時におきましては、協定に基づきまして応急仮設住宅が供給されることになっておるところでございます。

この両協定に基づきまして、今現在の応急仮設住宅の供給能力につきましては、1か月

以内にプレハブ建築協会では、これは四国全体にはなりませんけれども2,500戸。それから全国木造建設事業協会になりますと、これは本県の数になりますけれども、1か月当たり500戸が供給可能と聞いております。

達田委員

今、私たちがこうやって議論をしているのも、今すぐには起きないだろうという思いがあるわけなのですよね。しかし、災害は今日か明日か、本当にいつ起こるか分からないという危機感を持って取り組む必要があるのではないかと思います。

災害が起きて、津波の被害の場合は家を失うでしょう。大きな津波が来ましたら、命が助かったとしても家がなくなってしまうという方が非常に多くなると思います。ですから避難所、そして、その次には仮設住宅とか公営住宅とか住む所が必要になってきますよね。東日本大震災の時も、仮設住宅に住んでおられる方で、住環境が悪いために体調を崩したという方も非常に多いわけなのです。やっぱり住環境が少しでも良くなるように、応急とはいえ、住まいの安全・安心が守れるような仮設住宅を用意するべきではないかと思うのです。

先日、徳島新聞にも載っておりましたが、徳島県で応急仮設住宅の講習会があって、大工さんたちが参加して建設手順を学んだということで、非常に心強く思うわけなのですけれども、こういった木材を利用した仮設住宅を作って、ストックしておく計画はあるのでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

木造の仮設住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全国木造建設事業協会との協定に基づきまして、供給能力としては県内で1か月当たり500戸と聞いております。委員からお話のありました、この仮設住宅の建設を担う技術者を育成するため、去る10月29日に、全国に先駆けまして、県内で実技講習が開催されたと聞いております。さらには東日本大震災の際、福島県で徳島杉を用いた仮設住宅が採用され、県内の木材業界が、200戸分の木材供給を短期間に実施した実績がございます。材料となる木材の供給体制もこの面で見ると、他県より優れていると思われまます。

今後とも、被災後の生活の質の向上が大事でございますので、この木造仮設住宅の供給につきましては、住宅部局、あるいは林業部局とも連携を取って進めてまいりたいと考えております。以上です。

達田委員

仮設住宅で、鉄筋と木造とでは、すぐ近くであっても、ものすごく住環境に差があるようなのですよね。ですから、冬はストーブとか暖房器具を入れますと、結露で畳がビショビショになってしまうというようなことも聞かれますし、夏は夏で本当に暑いわけですね。

ですから、徳島の豊富な木材を使った仮設住宅をストックしておけば、全国のどこで何があっても間に合うだろうし、徳島がそういう物を供給してあげられる基地となり、県民

を守るという意味においても、すごく役立つと思います。是非、そういう方向で、たくさん木造仮設住宅がストックできるように、取組を進めていただきたいと思います。

それと、この仮設に入る手順は、やっぱり計画の中で示されていくのでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

仮設住宅の入居に関して、円滑に供給できる体制が整った後、これをどのように供給していくかということでございます。住宅の応急修理とか公営住宅の優先入居とか、民間住宅の空き情報等もでございます。ですから、仮設住宅に直ちにを入れるかというのは、そういういろんな面も勘案して、検討される問題ではないかと考えています。

達田委員

東日本大震災後、復興がなかなか進まない、また、行き場所が決まらないという原因については、いろいろな要因があるそうです。コミュニティがなくなってしまった、分裂してしまったという状況の中で、町内会がないわけですから、ずっと相談できない状況があるのです。情報提供もなければ相談もできないという状況の中で「それでは次はどこに行きますか」ということが、なかなかできないそうなのです。

仮設住宅に入居する時に、申込者を抽選してどんどん振り分けていきました。同じ町の人が100何か所にも分かれて入居しているので、てんでバラバラになってしまって、町内会がないに等しい状況になり、住んでいても隣の人を全然知らないという状況。ですから、次、どこへ新しい町を造るかとか、元に帰ろうかとか、そういった話し合いがまとまらない大きな要因になっていると言われております。

ですから、一律に抽選して、どこそこと振り分けてしまいますと、大変なことになってしまうということです。やっぱりコミュニティごと、町内会ごとに入れるような段取りをしておかないと、その時に慌てて、どんどんどん振り分けていくと、町そのものが壊れてしまうと言われております。防災計画の中で、徳島県がそういうことになった場合に、やっぱり町が残っていくような状況で、もし、仮設になっても町を残すという方策をぜひ考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

それともう一点は、住宅ももちろんなのですが、道路のブロック塀なんかゴロゴロと落ちてきてけがをする、また、命を失うという場合もありますよね。徳島県の場合は、このブロック塀の倒壊対策は、今、どのようになっているのでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、ブロック塀の対策という御質問を頂きました。

現在、徳島県地震対策行動計画におきましては、ブロック塀に関しまして、2つの計画を位置づけております。ブロック塀や石塀の改善指導の実施ということで、道路に面し、地震時に倒壊の危険性のある高さ1.2メートルを超えるブロック塀、石塀等を調査し、基準に適合しない場合は、改善指導を行うといった項目で、これは、住宅課の建築指導室で実施していただいております。

それからもう一つ、倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等の除去の促進につきましては、私ども南海地震防災課と住宅課が共同で、地震や津波発生時に安全な避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等の除去を促進するといったことをごさいます。具体的には、危機管理部、南海地震防災課では、とくしまゼロ作戦緊急対策事業におきまして、市町村が避難路整備を行う場合、その一環として避難路沿いの危険物の撤去を対象としまして、撤去の事業費の2分の1を補助しております。以上でございます。

達田委員

撤去の費用の2分の1。そうしたら、避難路になっている所、避難所に行く所のブロック塀なんかはもちろんですけれども、通学路なんかはどうなのでしょう。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

私どもが補助対象としておりますのが、避難路と位置づけられた部分のブロック塀の撤去でございます。また、住宅課が所管している所につきましては、耐震改修とあわせて行うブロック塀の撤去工事、あるいは、空き家除去事業に際するブロック塀の撤去につきましては補助対象としております。御指摘の通学路につきましても、避難路と位置づけて、それをまた整備していくのであれば、私どもとしては補助できるかなと思っております。

達田委員

今している所はあるのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

現在、市町村から要望があって実施したのは、牟岐町のみでございまして、3か年で3か所実施いたしました。そこが通学路に当たっているかどうかは、手元に資料がございません。以上でございます。

達田委員

避難所に行く道で、ブロック塀が倒れそうな所は、もちろん取らないと危ないですよ。でも、地震というのは、いつ起こるか分かりませんよね。子供たちが通学している、下校している時とか、行っている時とか、いつ起きるかも分からない。こういうブロック塀の脇を歩いて学校へ行く所は徳島県でもたくさんあると思います。ですから、そういう所が本当に安全なのかどうかという点検が必要ではないかと思うのです。子供の背よりも高いブロック塀の所を歩いて行くとか、あるいは低くてもポロッと落ちたら本当に危ないですよ。ですから1.2メートルというのは、どういう基準で決めておられるのでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

どういう基準で1.2メートルという基準を設けているかといったことにつきましては、

所管の住宅課のほうで指導をしていただいております。根拠については、今、手元にご
ざいませぬ。以上でございます。

達田委員

やっぱり地震はいつ起こるか分からないし、どこで遭遇するかも分からないということ
を念頭に置いて、人々の安全を守るという意味で、ブロック塀そのものの安全、特に子供
が通る所ですね。ブロック塀のブロックなんか落ちてきた時に、子供は自分で身を守る
ことがなかなかできませんよね。本当にこんな大きなブロックを積んでいる所もあります
よね。そういうのが落ちてきた時、本当に大変です。やっぱり通学路、そして、避難
路になっている所も含めて、町の点検をしていただいて、子供が安全に登下校できるかど
うか、途中で地震があったとしても、安全に登下校できるのかどうかということ、今一
度、調べていただいて、そういう所も安全対策ができるようにしていただけたらと思いま
す。いかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ブロック塀対策につきましては、防災面もありますし、平時の通学等の安全ということ
もでございます。十分建築指導の範疇としますので、引き続き、住宅建築指導部局と連携
して、その旨伝えて、検討させていただければと思います。

達田委員

よろしく願いいたします。

最後に、今日頂いた資料に、消費者教育推進計画の素案が出ております。これは、まだ
素案ですので、ちゃんと決まった物が頂けると言うのですけれども、パブリックコメント
を実施しますということですね。この前の報道によりますと、県は、いろんなパブリッ
クコメントをいろんな面でやってるのだけれども、お返事が少ない、意見を頂くのが
少ないということが載っておりました。それで、県民の皆さんから頂く御意見が1つでも
多くなるように工夫をするべきではないかと思うのです。特に、この問題は、本当に大事
な問題ですので、やっぱりその工夫は大事と思いますが、パブリックコメントに県民の皆
さんが意見を出しやすいように、何か工夫はされているのでしょうか。

掛田安全衛生課生活安全室長

パブリックコメントのやり方ということで、本日、提出させていただきました消費者教
育推進計画だけに限らずという御質問かと思いますが、県民環境部の県民協働室のほうで、
全体の所管をしております。

今回、これを出すに当たっても、前に資料3と書かせていただいておりますような
概要を示したもの、これと中身がだぶる所もあるのですが、全体をパッと見ていただいて、
それからまた中を御覧頂くというような概要版の説明資料、これらを加えるなどしながら、
パブリックコメントを増やしていきたい。これは、原課から聞いたお話です。そういうこ

とをしながら、積極的に御意見を頂けるようにということで、私どもも意見を頂けるような形でお願いしたいと思っております。以上でございます。

久住県民くらし安全局長

ただいま、多くの県民の方の御意見を反映するようという御提案でございます。

報道にもございましたように、県のパブリックコメントは、まだまだ改善の余地があるのではないかとということで、今、室長も申しましたとおりでございます。加えまして、この計画につきましては、消費者の問題に関わることでございますので、県におきましては、消費者大学校、大学院の卒業生、また消費生活センターなど、既に多くの活動をされておられる方々、あるいは各地域の消費者団体の方、非常に熱心に御活動をなさっている方々がおいでますので、そういったネットワークも活用させていただきながら、地域に十分浸透していただけるように改めてお願いをして、この計画の十分な御審議を賜われるように努力してまいりたいと考えております。

達田委員

工夫をしていただいて、たくさんの御意見が頂けて、いろんな消費者教育が進んでいくようお願いをしておきたいと思えます。

それと、もう一点は、消費者教育について。社会人については、社会教育の中でいろんな場面があるかと思うのですが、小さいうちからと言いますと、やっぱり学校教育が欠かせないと思えます。ここで、学校教育については教育委員会で、こちらについては、危機管理部でとなると、バラバラの意見になってしまうと思うのですが、それを統一したものにしていくためには、組織としてバラバラに意見を言ってまとめていくのか、それとも、やっぱり統一して意見が出せるような所があるのかどうか。学校教育ではこうしてほしい、危機管理についてこうしてほしいと思っても、意見を聞いてくれる所がないわけなのですよね。その点、連携というのはどうなのでしょう。

掛田安全衛生課生活安全室長

連携ということで御質問を頂いております。

素案をお示しさせていただいておりますが、これも教育委員会でありますとか保健福祉部でありますとか、県の関係部局みんなと一緒に担当者の会議も開いたりしながら、それから、消費生活審議会でも意見を頂いているのですけれども、そちらの会議にも一緒に出席していただきながら、一緒になって考えております。

あと、御意見につきましては、私どものほうでパブリックコメント等の作成を担当させていただいておりますので、こちらにいただいた御意見、パブリックコメントを含めてですが、それにつきまして、関係部局と、これまでの作業と同様に情報共有、意見交換しながら、より良いものにしていくために意見の反映をということで。また、学校と言いましても学校教育とか地域教育とか家庭での教育とか、大きく3つ言われておりますけれども、それと別の世界でというのではなくて、その中にどのように生かしていけるかということ

をこの中で作り上げていきたいと思っております。

そのようなことで、取りまとめは危機管理部でございますが、御意見を頂いたら、全体に反映してまいりますということで、御理解頂きたいと思っております。以上でございます。

達田委員

この計画が、本当に県民の安全・安心、消費生活の安全・安心という方向で役立てられるように要望して終わります。

川端委員

今日頂いた徳島防災・減災力パワーアップの戦略の資料を見ておまして、何点か確認したいと思っております。

県民防災力の強化という中に、様々な県民の地域の防災力の向上でありますとか、人材の育成、防災生涯学習の推進などが載っておりますが、下から2番目の「安心とくしまネットワークを推進」というこの件について、まず、お尋ねをいたします。この中の2番目に、「総合情報通信ネットワーク(防災行政無線)の再整備」となっておりますが、この再整備というのは、どういう意味なのでしょう。

竹岡南海地震防災課長

総合情報通信ネットワークシステム再整備事業についての御質問でございます。

総合情報通信ネットワークシステムとは県の防災行政無線のことでございます。これにつきましては、災害発生時に確実な通信を確保し、迅速かつ的確な被災情報の収集伝達によりまして、効果的な防災対策に活用しているものでございます。しかし、現行の県防災行政無線につきましては、整備後16年が経過いたしまして、既存設備の老朽化、それから代替装置や修理部品の調達が困難な状況、そして、総務省の方針によりまして、無線周波数のデジタル化などの要因により、早期に再整備が必要になっておるところでございます。

再整備に関しましては、東日本大震災、また、紀伊半島で起きた水害等の事情も踏まえまして、高い信頼性を確保することを目標に、地上系無線と衛星系無線を組み合わせたり、無線を基本としました多重通信路によってネットワーク整備を行うというのが、1つの方針でございます。さらに、昨今の状況によりまして、デジタル化とかIP化、それからインターネット回線を防災行政無線でバックアップするというようなことも踏まえまして、整備コストを削減した再整備を行う方針でございます。

平成25年度につきましては、平成24年度に策定した基本設計書に基づきまして、詳細資料を決定し、構図図面や証書等を作成する実施設計を委託中でございます。来年度以降のスケジュールといたしましては、平成26年度、平成27年度は、この実施設計を使いまして実際の施工にかかる予定となっております。

川端委員

なかなか分かりにくいのですが、これまでにどんな課題があったのでしょうか。防災行

政無線のこれまでのシステムで、こういうところが課題であったと、だから、このたび国としては再整備をするということなのでしょうけれども、これまででは、どんな不都合があったのですか。

竹岡南海地震防災課長

今回の再整備の大きな理由といたしまして、1点は、先ほど申しましたように施設が老朽化しておると、整備が平成7年、8年というような状況でございまして、既に16年経過しております。このため、実際施設の老朽化によりまして、代替装置とか修理部品の調達とか、あるいは耐震性とかというのも課題となっております。

それから、先ほど申しましたように、周波数のデジタル化、これは総務省の方針でございすけれども、そういった面にも対応するというところでございます。さらに、再整備に関しまして、今度、要求されるのは、インターネットあるいは多重通信、それから東日本大震災とか大きな災害の時に、地上系と衛星系という形で、やっぱり二重化して組み合わせた整備をする必要があるという点があります。

川端委員

老朽化ということで、これまでは主にアナログを使っておったのを、デジタル化と言って、より情報を多く、しかも、いろんな機能にあわせて、例えば、聞くだけでなく見るような情報に対応したいということでもよろしいでしょうか。分かりました。

それから、これまで地域の皆さん方に情報を発信する大きな役割としての同報無線。地域の各地域の消防分団の横に鉄塔かなんかが立ってまして、そこにあるスピーカーで、「ただいま何とか警報が発令されました」とか、いろんな情報を地域に発信しますね。あれを同報無線と言っていたと思うのですが、そういった同報無線で流される警報のあり方が、各市町村ごとに、ある所では「ピーピーピー」と言ってみたり、またある所では「ウーウー」と鳴ったり、それぞれ警報の種類が違うのですね。例えば、私であれば、鳴門市に住んでいる者が、遠隔地で、たまたまそういう災害の場面に遭ったと。自分の知らない警報で鳴らされても何のことか分かりませんよね。ですから、この警報のあり方というのは、できれば広範囲で同じ物を使う。できれば全国一律ということが望ましいと思うのですが、こういった災害時の情報の発信の仕方の一元化というような考えは、県にはありませんか。

竹岡南海地震防災課長

委員から御質問のありました同報系無線ですけれども、これにつきましては、屋外拡声子局と言います、いわゆるスピーカーにつきましては、24市町村のうち20市町村が設置済みでございまして。今後、鳴門市、小松島市、阿南市などにおいても、同報系を平成25、26年度中に整備する予定になってございます。

この規格といいますか、サイレン音も含めて、一元化したらどうかということでもございすけれども、確かに委員のおっしゃるように、音を聞けばすぐに行動が取れるというよ

うな点は確かにございますけれども、それぞれ各市町村で整備の時期も違いますし、いろんな整備の方式も違います。そこを一元化するということになると、かなりの費用と時間がかかると思います。これにつきましては、これまで沿岸の市町村で、これに関して協議をしたりといった経緯もございますので、今後とも、そういう点を踏まえまして、さらに周辺の市町村の同報無線の今後の整備運用の予定とか、他県との音声統一について見据えながら、早急に詰めてまいりたいと考えております。

川端委員

これは私も東日本大震災発生後に、何回か皆さん方に指摘をしてきたのですが、市町村ごとの協議の中でも、なかなか意見がまとまらなかったということはよく知っています。しかし、やはり地域限定の取組は、広域災害が発生した時には何かと不都合ではないかと思っておりますので、是非、こういった観点を今後も持ちながら、市町村との協議を行っていただきたいと思っております。

それで、総務省から消防の一元化という話が過去にありまして、県下1消防という方針が打ち出されたものの、その後、協議がどうなっておるのか。あまり進んでいないかなど、1つの方向にまとまっているように、あまり感じないのですが、県下1消防という国の方針に対して、今、県はどのように対応されて、現状はどのようになっているのでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、川端委員から、国から示されておった消防の広域化につきまして、現状は、県の対応はどのようになっているかという御質問をいただきました。

委員がおっしゃいますように、平成18年の消防組織法の改正に伴いまして、総務省消防庁では、市町村の消防の体制を強化するために、広域化をするという基本方針が出されまして、県におきましても消防広域化の推進計画を立てて、できましたら徳島県の場合は、一本化で進めたいという計画でございました。

その後、各消防本部、市町村の状況もお伺いしながらしている中で、市町村合併などもございまして、合併後、まず、統合ができてない所であるとか、消防が非常備である所もあります。やはり皆さん、何らかの課題をお持ちでありますので、例えば、その中で、ここは広域化をなるべく進めていきたいという機運がある地域から県も御協力をしながら、支援をしていきたいということで進めておるところでございます。

また、元々このお話自体は、先ほど申しました平成18年の消防組織法の改正からきております。一応のところ、広域化をするに当たって、国がいろいろな財政上の支援をする期間が、平成25年の3月末までになっていたのですが、全国的に見ましても平成19年の4月時点で、全国的には消防本部の数が807だったものが、期限でありました平成24年度末でも767ということで、つまり807が767ということで、あまり統合が進んでおりません。

そこは、いろいろと事情があるということでございまして、そういったことを踏まえまして、国もまたさらに支援を行う期間を5年間延長し、この平成25年から改正ということで、一応、平成30年3月末までが支援期間ということでございます。県といたしましても、

先ほどからいろいろ消防の組織であるとか、強化をしたいとか、非常備であるとかいう所で、今後、強化を図っていきたいという機運のある所から支援を図り、連携を取って、消防を強くしていく支援をしてまいりたいと考えております。

川端委員

なかなか難しいということを私も感じます。消防という業務は、やっぱり消防分団の皆さん方の活躍で支えられているということがありますから、まさに地域密着の防災の要ということなのですね。ですから、なかなか国が言うように「さあ、県下1つになれ」と言ってもなかなか難しい。県警察のように県警本部があって、各分署があるようなイメージが、総務省の言う県下1消防なのでしょうけれども、なかなかそのところは難しい問題だと思います。

しかし、さっきも言いましたように、人命に関わるような情報発信をするものの種類が幾つもあるというのは、あまり良くないわけでありまして、県民どこに出張して災害に遭っても、「これを聞けばこれだ」というような、そういう機能ごとの県下一元化というのですかね。消防それぞれが1つになれというのはなかなか難しいですけれども、機能ごとの県下一元化ぐらいは、これから検討していってほしいと思うのです。

例えば、救急車なんかそうですよね。救急車は、消防分団が乗るわけではないですからね。専門家が乗っておりますから、消防署員が。ですから、例えば鳴門市の中でも一番板野消防署に近いような所の患者さんは、板野から来たほうが近いのですから、そういった消防の搬送の一元化みたいなものは、効率化を考えた上では非常に良いのではないかと。何もかも消防を全部一元化というのは、ハードルがなかなか高いのですが、できるところからでも、できるだけ一元化のメリットが発揮できるような郡部については、検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、消防防災力の強化ということで、これは消防隊員の技術力の向上とか、未来の消防団員の育成、これも非常に重要なことです。東日本大震災の時に樋門を閉めに行って消防隊員の皆さんが、津波に遭って何百人も殉職されましたね。消防分団の仕事の中で、大震災で、特に津波が発生した時の撤収のタイミングね。もうこれで撤収というのがどうもなかったようですね。ですから、どうしても助けないといけないという使命感からあのような被害に遭ったということも聞いておりますが、その後、あの反省をもとに、徳島県下の消防団では、特に津波に遭遇するような沿岸部を抱えている消防団については、「もうここまでだ」ということを決めたと聞きますが、どんな状況になっておりますか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、東日本大震災の際の教訓を踏まえまして、津波警報が出たような場合、もし消防団が水門、樋門の閉鎖の役割を担っておった場合に、どういった段階で撤収をするかといった、何か取決め事を作っているのかどうかという御質問をいただいたかと思っております。

徳島県では、沿岸の市町の津波や浸水のおそれがある沿岸の4市6町のうち4市3町が、その点のマニュアルを策定済みでございます。その中で、松茂町、北島町、藍住町が、板

野東部ということで、消防団を3つの町で持っております。こちらの場合は、ちょっとお断りしておきますと、そもそも消防団が水門、樋門の閉鎖を担っておるというのではなくて、水防団の役割も果たしておる場合、ないしは他に管理者を定めておる場合ということがございまして、この3町に関しましては、消防団という1つの組織ではなくて、各町の水防団ということでしております。また、別途内容を検討されておると聞いておりますので、一応、消防団といたしましては、まさに基本的には警報が出て、いとまがない場合にはもう逃げる、といった趣旨でもってマニュアルを作っております。

川端委員

そういうことが望ましいかと思っております。それはそれで結構だと思います。

あと、未来の消防団員の育成ですね。各分団とも新たな分団員の確保に大変苦勞しておるようです。やはり、消防団に対して、昔よりも最近の若い方の意識が少し薄くなったのかなという感じがしますが、多様な消防団のあり方が提案されていますね。女性でありますとか、学生さんや大学生とか、企業の団。確か県庁にも職員の消防団がありましたですかね。

野々瀬消防保安課長

県庁に職員の消防団があるかという御質問を頂きましたけれども、その前段で企業にも消防団がというところもございましたので、まず、事業所等におきましては、例えば危険な物質を扱っているような場合には、自衛消防組織をそもそも作らなければならないということがあったり、ある一定以上の人が集まっているような防火対象物の中では、やはりこれも自衛の消防組織を作るということで、まずはどちらかという和生活する、ないしは本業するためというものでございます。

後段の御質問で、県庁で消防団があるかということでございますけれども、こちらにつきましては、やはり、自衛の消防組織としての管財課所管の中で、それぞれメンバーを決めてやっている分があるとともに、やはり職員の中にも、勤務の状況により、地域に密着できておりますので、地域からお誘いをいただきまして、消防団員になっておる職員もいると聞いております。ちなみに県下ですけれども、今年の4月時点で、各市町村に教職員も含めましてなのですが、消防団員になっておる県職員がどれくらいいるかということをお伺いすると、約68名程度とお伺いしてございます。

川端委員

県庁の消防団はないということですね。しかし、職員の中には、自分の住居の地域の消防団員に入っている方がそんなにおいでたのですね。こういうふうに県職員の意識が高くなるということは非常に良いことですね。そういうことを市民の皆さん方も県民も「やはり県庁の職員でもやってくれている」ということが、消防団の1つのステータスといったらおかしいですけれども、消防団の存在を認識してもらって、1つの方法ではないかなと思います。ぜひ、これからもこの消防団の数を減らさないように、あの手この手を使っても

なっただけのように努力いただきたいと思います。

最後に未来の消防団員の、これは少年防火クラブですかね。今年の夏でしたか、全国大会でしたね。徳島県で開催されました。ものすごい暑い日で、バタバタと子供たちが競技中に倒れましたね。少年防火クラブを1個でも多くこれからも作っていただきたいと思いますが、現状とこれからの取組について、後所見をいただけますか。

野々瀬消防保安課長

ただいま少年消防クラブの県下の現状と育成につきまして、今後、どのような取組をするかという御質問を頂きました。

その前に、実はちょっとお言葉を返すようで申し訳ないのですが、今年8月に西日本の消防少年クラブの交流会において。今、ちょっとバタバタと倒れていくという御発言があって、もちろん現状を見てくださっている上でのお話だったのですけれども。幸いと言いますか、普段から少年消防クラブでは、むしろ気分が悪くなったら勇気を持って早く言いなさいという訓練ができておったせいと、当時、消防学校に初任科の学生がおりまして、十分目配りをして、子供たちが様子が悪くなった時は、すぐに引っ込めるということをしたおかげで、結局、気分が悪くなった子もいましたが、全員が競技に参加して、無事に終わることができました。申し訳ございません。失礼いたしました。

それで、少年消防クラブの現状と、今後の育成についてということなのですが、ちょっと数字が古くなってしまって申し訳ないのですけれども、平成24年5月現在ということで、徳島県下の少年消防クラブは、43クラブ、約4,800名となっております。ただ、この43クラブの中で言いますと、例えば、学校ぐるみで少年消防クラブだと名乗っておって、最低限、年に1回、避難訓練をして勉強するという活動をされているところですか、先ほどお話いただきました交流会にも出て来て、実際にポンプ操法までされるというところから、やはり活動には幅がございます。

それで、私どもといたしましては、もちろん数が増えていただくのもそうなのですが、目指しているところは、地域の将来の担い手になる少年少女の育成を、できれば、地域の防災の要である消防団の皆さんを中心にしていただいて、良い循環が生まれてくるということを課題としております。ですので、そのきっかけになるように。今年の夏の分は、消防庁主催の交流会をこちらで開催することができましたが、ミニと言いますか、そもそも県が事業を始めました場合も、消防学校に3クラブくらい呼び出して、一緒に勉強して、一緒に訓練をしたりということからやっておりましたので、普段は地域で学校なり消防団なりの方が関わって育ててくださいますが、その時に何か発表したり交流する機会ということは、県が用意するですか、そういう形で市町村や消防団、学校等と連携をして育成をしていきたいと考えております。

川端委員

消防団は非常に危機管理の要になります。今後とも消防団員の育成については力を入れていただきたいと思います。少年少女のあのような姿を県民が認識するだけでも、消防団

員のこれからの維持につながるのではないかと思います。要望して終わりたいと思います。

児島委員

早めに終わります。申告しておりませんでしたので。

今日頂いた資料の中で、総合防災訓練の件についての要項がございました。南海震災対策の関係で、県のほうで、各地でこういった大きな防災訓練をしていただいているのですが、やはり、東日本大震災においても小学生とかが助かったというのは、そんな大きな想定ではなかったわけですが、日頃から山に逃げるといった、防災訓練をやってこそであります。

それを受けて、阪神淡路大震災の時には、その後、すぐに各地域で、そういった組織が立ち上がり、全県下の小さい単位で研修等が様々行われておったわけですが、しかし、それ以後、何年かたつと、そういった訓練も、もちろん我々の地域もできておりませんし、何か低下したような感じがするのです。

今回、学校でありますとか市町村単位では、大きな防災訓練をやっていただいておりますけれども、こういった意味で、今、私から言うまでもないのですが、やはり、まず、ソフト面での逃げるといことが、これから大きな被害を防ぐ一番の防御策であるわけですが、学校とか病院とか、防災訓練を適宜やっていただいているとは思いますが、それから企業関係についても、商工会議所とか商工会の団体を通じて、企業ごとに最低、年に1回はそういった津波や大きな地震が起こった時にはどこに逃げて、いかに避難するかといった本格的な防災訓練を全県下のやっていただきたいと思うわけでありまして。

ただいま申しましたように、学校とか病院とかについては、県の管轄下にあるわけですが、各種団体にも呼びかけていただいて、やはり、年に1回はそういう形で防災訓練ができるような御指導を、是非とも県の立場としてやっていただきたいのですが、その状況についてと、今後の対応についてお伺いをいたしたいと思っております。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、企業の防災訓練の取組といった御質問を頂きました。

現在、地震対策行動計画におきましても、率先避難企業の促進ということで、発災時に企業が中心となり、率先して避難行動を取っていただくと。そして、周囲の方々に避難を促す行動への警鐘や、意識づけを積極的に展開していただくということで、商工労働部を中心に、そういう働きかけを企業、経済団体等に行ってもらっているところでございます。そういった取組につきまして、働きかけを強めてまいりたいと考えております。以上でございます。

児島委員

やはり、いざという時の避難が一番の課題でございます。今、言っていたように、子供さんの命を預かる学校はもちろんであります。病院、そして今、おっしゃっていた

だいた企業関係についても、そういった避難の訓練を、やはり最低限度1年に1回は、そういった形で意思統一できるように、要請をお願い申し上げておきたいと思います。

それから、もう一点だけなのですが、岸本委員からも質問がありました、例のレストランにおけるとくしま食品表示Gメンの活動ということで、御説明があったわけでございます。啓発、そしてまた、県側としても、いろんな御指導をしていただいていると思うわけでございますが、やはり、この事件が起きて、国産牛であります阿波牛の取扱いの方々、そしてまた、地鶏の関係とか、生産者、そしてまた、職場の方々、食品販売の方々については、本当に大きな被害が出ておるわけでございます。早くこういった対応をして、企業任せだけでなくして、県としても地産地消の物を、ここは心配ないということで、PRといたしますか、勧告していただかないと、地産の業者さんとか販売所にとっては、非常に厳しい状況にあるのも、今現在、事実でございます。その点、県として、今後、どのような対応を取っていくのか、お聞きをして終わりたいと思います。

篠原安全衛生課長

今、委員から、ブランドを守るためにということと、非常に苦しい状況の中、県が飲食店事業者も含めて啓発等を進めていくかというような御質問を頂きました。

ブランドにつきましては、関係する生産者、団体等から事業者に対しまして、更なる情報提供を個々に努めていると関係部局からも聞いております。私どもといたしましては、メニューの適正表示が推進されますように、今月16日から県南部と18日には県西部、また19日には県庁で、それぞれ事業者を対象にいたしまして、この法律の勉強会、研修会を開催させていただきたいと思っております。

また、食品衛生に携わる方々につきましては、保健所で行います食品衛生責任者講習会を通じまして、適切な表示になるようにということで、研修会なんかも開催させていただけたらと。また、あと事業者さんからもいろいろ研修を開催するので講師をとということで、いろいろお話をいただいております。そのようなことにつきましては、積極的に職員を出席させまして、啓発に努めてまいりたいと思います。そして、早く事業者に御理解頂いて、適正な表示が進むようにしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解頂きたいと思います。

児島委員

終わらせていただきますけれども、やはり、早速そういった事業者の中の研修等もやっていただいております。徳島県産の肉等については本当に心配はないというPRを十分していただかないと、この失われた信用というのは、なかなか戻ってこない事実でございますので、その点、重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

庄野委員

私からは、動物愛護のことについてお聞きしたいと思います。

このたびの本会議の代表質問でもお話、質問させていただきました。9月から動物愛護

管理法が改正され、その時に、神山町に動物愛護管理センターができて10年が経過をいたしております。9月議会でもお聞きをしたのですけれども、動物愛護管理センターができる前は、犬猫の処分頭数が1万263頭、平成24年度では3,160頭と、大きく減少しているということです。

私も毎年、動物愛護のつどい等々の時に参加をさせていただきますと、県内各地から犬とか猫を、犬がほとんどですけれども、ペットを連れた御家族が神山町に来られて、皆さん交流したり、センターの内部を見たり、そういう取組をしています。特別にけがをしている猫なんかも終生飼養ということで、ずっとかわいがっておられる方々もいらしたり。また、小学校とか中学校とか幼稚園とかに出向いて、動物愛護の思想を展開しているということで、職員の方々も関係者も非常に頑張られているということで評価をしております。

とは言いながら、やはり、全国的にもまだまだ処分頭数が多いということで、これからさらに踏み込んだ取組が求められると思います。そういう意味で、この度の9月からの動物愛護管理法の改正は、画期的なものであるということで、私も本会議で改めて質問させていただきました。マスコミの方も多くお越しですけれども、是非、このポイントを県民の方々に周知をしていただいて、本当に不幸な犬や猫が無計画に増やされないように、また無秩序に要らなくなったからと言って遺棄するようなことがないように、ぜひ、頑張っていたきたいと思っております。

私もずっと犬をペットを飼っておりまして、本当に癒されますし、考えてみますと、子供の成長過程においても、非常に良い影響を及ぼしたなと私は考えているのです。そうした家族の一員としてのペットが、人間の勝手に命が絶たれないように、虐待とかにならないように、さらに求めていきたいと思っております。

もう一度、改正のポイントを言いますけれども、1点目は対面販売と幼齢動物の販売の禁止、インターネットとかでペットを売ってみたり、ペットショップ等々で、店員さんと買われる方がきちんと対面で販売をするということ。また2点目は、飼育者の責務として、ペットを死ぬまで飼い続ける終生飼育義務が課されたということ。また、行政は、引き取り拒否ができるということで、本会議などでの答弁ですと、今までは市町村でも安易に引き取ってくれと言われて引き取って、それが処分されているのが現実でしたけれども、今後は動物愛護管理センターとか保健所とか、獣医がいる所でしか引き取らないこと。このことも、まだまだ県民の方は知らないかもしれません。市町村に行って、「どうして引き取らないのか」と言って、無理強いをするような場面も発生するかと思いますので、そのあたりは、やっぱりきちんと周知、啓発するというのが、これから非常に重要になってくると思います。

あと、犬猫の譲渡は、民間の団体とかが譲渡会などを開いてくれておりますけれども、県としても愛護センターで積極的に進めていくことが非常に重要になってくると思います。本会議でも答弁を頂きますと、これを機会にうんと減らす、最終的に殺処分をゼロとするように頑張るといふことでもあります。しかし、やっぱり愛護のつどいとかで周知をしているのは分かるのですけれども、もっと大きなイベントのようなもの、例えば、獣医師会や動物愛護推進協議会と協議とか、そういうことも通じて。やっぱりこういう改正がなされ

たと、本県では、そういう愛護の思想をもっともっと普及させていきたいということで。また、愛護週間に関連してのイベントをされていることも十分承知しておりますけれども、やはり1度はこの機会を捉えて、イベントみたいなもの若しくはイベントでなくても良いのですけれども、もう少し周知ができるような方策も考えられたらどうかと思ひまして、再度になりますけれども質問させていただきました。答弁をよろしくお願ひします。

東城動物愛護管理センター所長

庄野委員から、動物愛護管理法改正を受けて、そのポイントを県民へ周知、啓発するためのイベントを開催してはどうかという御質問でございました。

本年9月に動物愛護管理法が改正されて、飼い主の責務事項といたしまして、終生飼養、繁殖制限の措置などが追記されております。ペットの高齢化、病気を理由とする引き取り、それから終生飼養の責務事項に反する場合については、自治体が引き取りを拒否することができる旨の規定が定められております。

しかしながら、依然として、犬猫の引き取り相談は後を絶ちません。また、遺棄されたと推測される動物の収容も少なくありません。そこで、動物愛護管理センターでは、県の獣医師会の協力を得ながら、1月12日には県立21世紀館におきまして、公園猫意見交換会、3月1日にはあわぎんホールにおきまして、飼い主とペットの高齢化について考えるセミナーを開催する予定にしております。イベントを通じて、この度の法改正の内容について分かりやすい広報、それと、啓発活動による周知に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

イベント、セミナー等々も予定されているということで、継続的にそうした啓発活動を行っていただきたいと思ひます。

それとあと、県内にはペットショップ等々もあるのですけれども、そのペットショップへのいわゆる立入検査と言いますか、そういう事柄も、法改正の趣旨みたいなものも、多分行っておられると思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

東城動物愛護管理センター所長

ペットショップにつきましては、動物取扱業ということで登録が必要となっております。それにつきましても、監視回数をできるだけ多くいたしまして、適正な動物の販売をするように指導を進めますとともに、狂犬病の予防注射の登録、それと、動物愛護につきましても啓発に努めてまいりたいと思ひます。

庄野委員

分かりました。今後とも期待しておりますので、周知、啓発等々が進んで、徳島県の処分頭数が本当に減ってきたなということで、そういう「愛護の県・徳島」となるように、取組をよろしくお願ひ申し上げます。終わります。

重清委員

15日には防災訓練を計画してくれて、早々に実施していただくということで、ありがとうございます。15日に総合防災訓練がありまして、20日にシェイクアウト訓練、22日に海陽町で防災訓練がありますけれども、この20日の訓練は、あれは逃げなくてもよろしいのですか。ちょっと状況を教えてもらえますか。

竹岡南海地震防災課長

12月20日の徳島情報伝達訓練、いわゆるシェイクアウト訓練を内容とする情報伝達訓練の御質問です。この訓練につきましては、今も周知、広報しておりますけれども、主に3つの要素からなっております。緊急速報メールを受信していただく。皆さんお持ちの携帯に、それぞれの携帯会社から緊急速報メール、いわゆるエリアメールと一般に言われているようなメールが届きます。それを受信していただくのが1つ。

それから、一斉退避訓練というのがシェイクアウトでございまして、地震の際に退避行動を取っていただくような、しゃがむ、かがむ、頭を隠す、そういった行動を取っていただくのが目的でございます。

それと、もう一つが、安否情報伝達訓練ということで、これはすだちくんメールを御登録の方に、このメールを送りまして、安否情報を入力していただく、そういった内容になっております。ですので、一応受信した場合は、そういった退避行動を取っていただくというのが、取組内容となっております。

重清委員

要点だけで結構です。20日の分については、しゃがむとか、そういうのをやってということで。でも、県民はそこまで分かっているかなと。というのは、うちの地元ではこれだけ3つ続きますから、そのあたりをちょっと聞いたかったのだけれども。避難しなくても良いということで分かりました。

次に、500メートル以内に避難所があれば、助かる確率が高くなるということで、500メートル以内に現在、避難所がない所は、県下にあるのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

被害想定に関しまして、500メートル以内に避難できる避難場所を整備すれば、大きく死者が減らせるといったシミュレーションもしたところでございますが、500メートル以内に避難所がない所もございます。以上です。

重清委員

逆に津波の浸水地域で、500メートルというと、結構、距離があります。ここも踏まえて聞いているのです。そんなにあるわけがないと思うのですけれども。その避難所が、500メートル。古い建物でも裏山でも何でも良いのですよ。それが無い所があるかどうかを、今、聞いているのですけれどもね。基本として、それをどうしていくのかというのが一番

大事だと思うのですけれども、今の県下の状況はどうなのか。そこを聞いておりますので。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回の第一次被害想定では、市町村が避難場所として指定している約1,500か所を最新の情報を地図に落としまして、そこに避難できるかどうかをシミュレーションいたしました。だから、市町村が避難場所として指定していない1,500か所以外、例えば、個人で「私はこの裏山に逃げる」といったものにつきましては、反映できてないところがございます。シミュレーション上は、そういった約1,500か所を反映させたということでございます。以上でございます。

重清委員

先月ですか、津波高から、詳細なデータを出してもらって、それを落として津波の浸水域や、遡上高など、いろいろと出されたのですけれども。それによって、どれだけ逃げられるか、逃げられないのか、まだそういう状況で分からないということですか。県下全域、市町村に聞いても分かるのものではありませんか。500メートルといたら、結構、距離がありますよ。それが無い所は、どうにかしないといけない。市町村も考えないといけないはずなのだけれども、これが何か所くらいあるのか。これは早急にしないといけないということで、防災計画を進めていくとは思っているのですけれども。1,500か所の避難場所ができた、あと何か所必要かなというの分からないのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

昨年10月の津波浸水想定、あるいは今回11月25日に公表しました基準水位に基づいて、現在、改めて市町村が有効な避難高さがあるかどうかといったことで、避難場所を見直しておる途中でございます。ちょっと把握はできていないところでございます。

重清委員

それと、500メートルということですが、県下でも1メートルの所があれば、15メートルの所もあり。これらを同じ500メートルでいくのですか。500メートル以内にあつたら、ほぼ助かると思って、これを基準にしてやっていくのか。それとも、もっと詳細にやっていくのか。どういう方向でいくのか。このあたりが県の防災計画としての基本ですよ。決まっているのであれば教えていただけますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

500メートルといいますのは、1つの目安でございます。例えば県南でありましたら、津波到達時間が非常に早いといったことで、それも十分勘案する必要があります。それから県北部と言えば、平野部で、高台が少ないといったことでございますので、そういった所につきましては、500メートル以内に避難所がない所もございます。

県南でありますと、津波到達時間が早いといったような地域特性を踏まえまして、500メートルはあくまで1つの指標ではありますが、県南につきましては、よりきめ細かな避難

場所が必要かと思っております。そういったきめ細かな対策につきまして、市町村と共同して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

重清委員

よろしく申し上げます。今回、この訓練で自衛隊がたくさん来るのですけれども、前日も言ってあったのですけれども、実際に広域災害が起きた場合に、徳島県に何人の自衛隊の方が来るのか。東北大震災の際でさえ、足りなかったと、もう精一杯だったという状況で、今度は高知から徳島、和歌山、三重とか大阪まで含めて、広域な被害がある場合に、その時は、徳島県に居る自衛隊だけで徳島県下の全域を対応するのか。応援部隊も来るようになっているのか。そのあたりを聞きたい。

それから、おそらく今回のようなこういう訓練ではできますけれども、津波の後、船は何日くらいで海上から来れるのか。どういうふうに、何日待っていたら船からの支援が来れるような見通しか、東北大震災の場合はどうだったのか。おそらくロープなどがいろいろ浮いて、スクリュウに巻くから来られないという話が出ていますけれども。実際問題として、津波の後、何日くらいで来られるかどうか、この2点について。

竹岡南海地震防災課長

まず、広域災害の場合に、自衛隊がどれくらい来る計画になっているのかという質問でございますが、東南海地震の時の現行の計画でございます。これを受けまして、徳島県広域活動計画を策定しております。これによりますと、自衛隊は発生の48時間以内。どこからと言いますと、陸上自衛隊の第13旅団、これは中国地方で展開している自衛隊です。それと、善通寺にございます陸上自衛隊第14旅団の中の第15普通科連隊の一部が参りまして、総勢最大約2,400名が徳島県に来援する計画となっております。

その進出拠点、徳島空港となっております。そこから徳島県内へ行くわけですが、主な活動拠点として考えておりますのが、板野町の田園パーク、南部健康運動公園、まぜのおか、牟岐中学校といった所でございます。

それから、2点目の海上からの救援という点でございますけれども、これは東日本大震災の例にも挙げられますように、やはり、港湾の津波によるいろんな漂流物などを啓開する必要がございますので、これが何日できるかということにつきましては、今現在、港湾部局あるいは関係部局と、港湾BCP等で検討しておるところでございます。

重清委員

最後の港湾BCPについて。港湾が崩れているのではなくて、津波が来ているのだから、木からロープからいろんな浮遊物が流れている。そういう状態において、何日くらいで来れるかという話。港湾に着けられるかどうかを見て、港湾を直してから着くという話を聞いているのではないのですよ。海にあれだけの浮遊物がある時に、スクリュウで巻き込んだら通れなくなるのに、船は何日くらいで来れるのか。そのために、どういう対策を取って通れるようにするのかという。その作業に何日かかるのかという話です。

竹岡南海地震防災課長

海路の確保につきましては、そういった漂流物で津波に伴う等々で、港湾に上げる際に啓開作業が必要になります。これについては、海上自衛隊とかで啓開等の作業が続いておりますので、それができ次第ということになります。それで、この後、現場というのは、海上からの艦船による人員物資輸送を直接行うことになります。

重清委員

十分検討しておいていただきたいと思います。

先ほども話のあった消防団とかで、結局、南部地域については、水門を閉めないで逃げるというので良いのでしょ。地震が来たら逃げろという時だから、そういうのも消防とか市町村には徹底していますよね。

野々瀬消防保安課長

ただいま、重清委員から、特に津波の到達予測時間が短い南部においては、津波警報が出た場合に、消防団については、水門、樋門などを閉めないで、すぐに逃げるということが徹底されているかということでございますが、国のほうからも、やはり、津波到達予測時間まで間がない場合は、「必ず逃げろ」という内容となっておりますので、そのようにされておるところでございます。

重清委員

分かりました。よろしくをお願いします。

それと、先月ですか。県の提言を国に持って行ったと思うのですけれども、あの中に道路の防災拠点を結ぶということで、海部道路関係で突喰防災公園の名前が出ておりました。あれを使うということは、もうする方向で、また県がある程度、補助するというところで、提言を持って行ったのですか。お伺いいたします。

寺井委員長

小休止します。(14時37分)

寺井委員長

再開します。(14時38分)

重清委員

最後、さっき答弁してくれたのだけれども、今年うちの会派で、釜石市に行って、それから内陸の遠野市に行っていたのですけれどもね。ここは自衛隊の後方支援となっていて、さっきも言った南部運動公園に当たると言うのですけれども、今、全体計画をしています。いろんな自衛隊が来て、警察、お医者さん、消防団、それから、後でいろんなボランティアも来ますけれども、そういう受け入れ体制は、どのようになっているのか。それから南

部防災館とかは何を受け入れるのか。あそこは、避難した人だけでいっぱいになるのか。そこに自衛隊も来て、自衛隊だけは来らずのか。そういう全体計画はもうできているのですか。今から計画するのですか。

竹岡南海地震防災課長

自衛隊、警察等の広域応援部隊の活動計画は、先ほど申しました広域活動計画の中で定めております。

自衛隊については、先ほど申し上げたとおりでございます。警察部隊につきましては、48時間以内に最大710名が各県から参ることになっております。この活動拠点としては、県南部で申しますと、南部健康運動公園あるいはまぜのおか等という話になっております。

それから医療活動につきましては、DMATでございますけれども、これはあすたむらんど徳島に広域の参集拠点、広域搬送拠点を設けまして活動することになってございます。個々には、それぞれ個別のヘリコプターで活動をしていくという話になるかと思っております。

ボランティアにつきましては、これは時間的にももう少し後になるかと思っておりますけれども、これについては、保健福祉部の所管でございますけれども、県立総合福祉センターに防災ボランティア活動の拠点の県災害ボランティアセンターを設置しまして、被災市町村ごとに個別の現地災害ボランティアセンターができるという動きになっているところです。

重清委員

最後にヘリポートの整備支援について。津波が来た後は、おそらくヘリポートだけしかおそらくありませんので、それをしっかり整備してほしいのですけれども、一番ほしい所は、やっぱり津波が来るから作りにくいという現状もありますので、このあたりは、やっぱりもう一度検討していただきたい。今ある所は全部津波でやられてしまいますよという話で、結局、今は1つもできてないですよ。そのあたりは、やっぱり真剣に。みんなそこで命が助かるかどうかですので、この整備をしっかりと計画していただきたい。市町村も考えているけれども、あれだけの津波高、浸水を出されたら、なかなか計画できないです。そのあたりをどうやってやっていくか。十分検討していただくよう、要望して終わります。

長池副委員長

先ほどから訓練の重要さといいますか、各委員からも発言がありまして、私もそのとおりだなと聞いておりました。

15日は、南部総合の防災訓練ということで、私も体調を整えてぜひ行きたいなと思っております。朝はちょっと厳しいかなと思っております。何とか、「1時に来い」と言われておりますので、確か、初めて徳島県議会の防災服が作られたと思っておりますので、それを着込んで行きたいなと思っております。15日は、そのような形で実際に訓練を見させていただいて、より防災訓練の必要性、またこれからの改善すべき点を学んでいきたいなと思っております。

先ほども出ました、その後の20日のシェイクアウト訓練でございますが、この訓練にお

きまして、昨日は県土整備部、そして、先ほどは企業局に、当日はどのような対応をするのかという質問をさせていただきました。そこで、危機管理部ではこの日、どのような対応をするのかをお聞きしたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

徳島情報伝達訓練の際の危機管理部における対応についての御質問でございます。

先ほど委員から、庁内でどういう形で取り組むのかという質問をいただきました。この3つの訓練につきましては、先ほど申しましたように、3点の内容になってございます。この要素でございます緊急速報メール受信訓練、それから一斉退避のシェイクアウト、安否情報伝達訓練、これに関しましても危機管理部としては、県庁におきまして、管財課が行う一斉退避訓練とあわせて行う徳島県本庁舎自衛消防訓練を実施する予定でございます。

この自衛消防訓練では、県庁の自衛消防組織、それから新たに創設をいたしました災害避難応援隊、これは県庁の付近で、津波から近隣の住民が避難してくる際の誘導を行うものでございます。あわせまして、この管財課が行う自衛消防訓練の中身といたしまして、防潮パネル、それから防水扉の閉鎖訓練、エレベーター閉じ込め救出訓練、それと消火訓練を実施することになっております。これらを5分間のシェイクアウト訓練と一緒に実施することとしております。

それから、危機管理部としましては、交通の関係で非常に注意をする場所、あるいは映画館といった人が集まる所の状況についても確認してまいりたいと考えております。

今後、県庁内では当然、再度、周知徹底をすると同時に、県民の方々に対しては、駅前とか大型店舗におけるチラシの配布キャンペーンとか、新聞、ラジオの媒体としての広報、それからすだちくんメールの登録者につきましては、当日より事前に案内のメール受信等もさらに周知をしていきたいと考えています。

長池副委員長

昨日の県土整備部は一言も答えられなかったもので、がっかりしていたのですが、今日は、非常に詳しくお答えいただきました。はっきり言って、東北の地震は風化しています。徳島県民もしかしたら私自身もそうです。この訓練というのは、本当に年に1回になるのかもしれませんが、今週末にある南部の訓練とは違って、本当に県内の隅々まで県民の方に参加と言うか、少しでもそういう体験をしてもらえる絶好のチャンスだということで始めたことだと思いますが、どうもやっぱり、まだまだPRが浸透していないのと、その足元である県庁内においても温度差があるように昨日、今日と感じました。危機管理部がしっかり先頭を切ってほしい。単純なようですが、大事な訓練だと思います。お金をかけずに大きな成果を得ることができる。もしくは成果を得られないかもしれない。そういう間に今、立っていると思います。残り10日ないのですかね。20日までのいろいろな準備とか啓蒙活動で効果が得られる。そこで風化している県民の気持ちを、ちょっとまた戻すようなことができれば、私は何千、何億万円という費用対効果も上がるのではないかと考えておりますので、立て続けに訓練があるということで、大変御苦労だとは思いますが、ぜひと

もこの機会を有効にさせていただきたいことをお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

寺井委員長

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会といたします。(14時54分)